

## 第19講 取消訴訟の対象(2)

Q154 二項道路の一括指定には、処分性が認められたか。

A 処分性は認められた。【P303】

Q155 二項道路とはどのような制度か。

A 建物の敷地は、幅員4m以上の道路に2m以上接していなければならぬ（接道義務）が、基準を満たしていない場合でも除去義務が生じるわけではなく、将来立替等が行われる場合に幅員4m確保しなければならない（セットバック義務）という制度である。【P301】

Q156 二項道路の一括指定ではどのような点が問題となったか。

A 一括指定の場合、どの道が二項道路になったのか直ちに正確にわからず、抽象的な効果しかないのではないかが問題となった。【P302】

Q157 どのような理由で処分性を認めたか。

A 一括指定によって客観的には個々の道に制限が生じ、具体的な法効果を認めることができるから。【P303】

Q158 保育所廃止条例に関する判例では、条例の制定行為に処分性が認められたか。

A 処分性は認められた。【P306】

Q159 どのような点が問題となったか。

A 条例制定行為は、抽象的な効果しかなく具体的な法効果が認められないのではないかが問題となった。

Q160 どのような理由で処分性を認めたか。

A ①特定の者の入所中の保育所において保育を受けることを期待し得る法的地位を直接奪う結果が生じること、②第三者効のある取消訴訟によることが権利救済の点から合理的であることから処分性を肯定した。【P304～P306】